平成２１年（フ）第５９３号
函館市富岡町１丁目51番13号
債務者　西谷勢津子（旧姓品田）
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第２４６号
群馬県太田市西矢島町392番地　プチメゾンＢ―101号
債務者　亀山　康義
1　決定年月日時　平成21年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第２４１号
岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪357番地５　杉山アパート３号室
債務者　大西　直子（旧姓杉山）
1　決定年月日時　平成21年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第１４４号
三重県伊勢市宮後３丁目８番46号　中田アパートＣ号
債務者　湯川幸子こと　金　　幸子
1　決定年月日時　平成21年12月８日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２１年（フ）第１４９号
三重県伊勢市本町４番７号
債務者　八木　和美
1　決定年月日時　平成21年12月８日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２１年（フ）第１３４９号
さいたま市見沼区大字東宮下2031番地　大宮東宮下高層１―805
債務者　福田　久子
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１４４９号
埼玉県北本市東間１丁目93番地
債務者　吉田　和雄
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１５００号
埼玉県久喜市青葉２丁目９番地　県営久喜青葉団地５棟304号
債務者　伊藤　順子
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１５７４号
埼玉県加須市大字常泉442番地　遠藤方
債務者　萩原　廣忠
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１５８６号
埼玉県加須市東栄１丁目15番９号
債務者　泉田　儀則
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１５８７号
埼玉県加須市東栄１丁目15番９号
債務者　泉田　邦子
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１５９５号
さいたま市北区土呂町２丁目102番地１　グランハイム飛鳥Ｃ棟102
債務者　諏訪　公與
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第５８号
栃木県足利市江川町１丁目14番地１
債務者　町田光三郎
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第２１５号
栃木県佐野市富岡町628番地３
債務者　円子　礼子
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第６７号
北海道標津郡中標津町西13条北６丁目13番地
債務者　村井　啓二
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午前11時
釧路地方裁判所根室支部

平成２１年（フ）第６９号
北海道目梨郡羅臼町富士見町95番地５
債務者　米内山靖司
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午前11時
釧路地方裁判所根室支部

平成２１年（フ）第７１号
北海道根室市駒場町１丁目１番地７　駒場団地２棟18号
債務者　田村　淳子
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午前11時
釧路地方裁判所根室支部